



宮 崎 県 公 報

令和6年12月12日(木曜日)号外 第53号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

| 規 則 | 頁 |
|---------------------------------------|---|
| ○宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則…………… (会計課) 1 | |

規 則

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第44号

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| 別表第1(第3条関係) 1～3 [略] 4 警察関係使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第40号)に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)～(93) [略] (94)～(101) [略] (102) <u>運転免許証更新手数料</u> (103)～(104) [略] (105)～(113) [略] 5～7 [略] | 別表第1(第3条関係) 1～3 [略] 4 警察関係使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第40号)に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)～(93) [略] (94) <u>特定免許情報記録手数料</u> (95)～(102) [略] (103) <u>運転免許証等更新手数料</u> (104)～(105) [略] (106) <u>運転経歴情報記録手数料</u> (107)～(115) [略] 5～7 [略] |

附 則

この規則は、令和7年3月24日から施行する。